

酒 税 法

本試験問題

〔第一問〕

酒類製造者甲はA製造場において、酒類製造者乙はB製造場において、清酒の製造免許を受けている。

甲は、乙から清酒の製造を受託し、A製造場において製造した清酒について、毎月定期的に乙のB製造場に移出している。乙は、A製造場から移入した清酒について、自社の商標を表示して、商品として移出している。

上記を前提として、次の問1～問4の間に答えなさい。

問1 酒類の製造者は、原則として、その製造場から移出した酒類について酒税を納付する義務があるが、一定の要件を満たした場合には、酒税を免除して移出すること（以下「未納税移出」という。）が可能となる。酒税法上、未納税移出が認められている趣旨について説明しなさい。

問2 A製造場からB製造場への清酒の移出について、甲が未納税移出の適用を受ける場合の手続を説明しなさい。また、乙における手続についても説明しなさい。

問3 甲は、A製造場からB製造場への清酒の未納税移出について、毎月定期的に発生することから、手続を簡素化したいと考えている。この場合の甲の手続について、説明しなさい。

問4 甲は、A製造場において製造した清酒について、原料用酒類とする目的で、乙のB製造場に未納税移出しようとしたところ、輸送の事情により、清酒がA製造場からの移出後、B製造場に移入されるまでに相当の日数を要することとなった。当該移出に係る納税申告書の提出期限から、4週間乙から当該取引に係る書面が送付される予定であるが、この場合の酒税の免除を受けるための甲の手続について説明しなさい。

〔第二問〕商品A

A 麦芽950kg、ホップ20kg、麦720kg、シナモン10kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分4.0度、エキス分2.0度）に、ぶどう40kgを加えて発酵させた酒類で発泡性を有する酒類（アルコール分4.5度、エキス分3.0度）

〔第二問〕商品E

E ぶどう200kg（含有する糖類の重量30kg）、ぶどう糖10kg及び水を原料として発酵させた酒類250ℓ（アルコール分6.0度、エキス分6.0度）に、分蜜をしない砂糖（さとうきびの搾汁を煮沸濃縮し、加工しないで冷却した砂糖で、糖度が89度）200kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分90.0度）し水を加えて製造した酒類100ℓ（アルコール分37.0度、エキス分1.0度）及び水を加えた酒類450ℓ（アルコール分10.0度、エキス分3.0度）

〔第二問〕商品G

G 米1,500kg、米こうじ420kg（こうじ米の重量400kg）、アミノ酸塩10kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分16.0度、エキス分5.0度）に炭酸水を加えた発泡性を有する酒類（アルコール分8.0度、エキス分3.0度）

〔第二問〕商品H

H 糖類200kg、ホップ10kg、たんぱく質分解物50kg（大豆を原料とするもの）、酵母エキス2kg及び水を原料として発酵させた発泡性を有する酒類（アルコール分5.0度、エキス分2.0度）

〔第二問〕【資料】7

7 商品Aについては、令和4年8月2日に乙販売場（租税特別措置法第87条の6の規定により、輸出酒類販売場の許可を受けている。）において、日本人旅行者に対して10ℓを試飲させ、また、外国人旅行者に対して20ℓを試飲させた。

〔第二問〕【資料】10

10 商品Dについては、令和4年7月20日に課税移出した400本（容器的容量1,000ml）のうち、令和4年8月2日に100本が製造場に返品され、令和4年8月4日に50本が丙支店に返品された。
また、丙支店に返品された50本のうち10本を令和4年8月5日に乙販売場に移入した。

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

酒税は原則として酒類がその製造場から移出された時に課税することになっているが一定の要件を満たした場合には、課税を免除する制度として未納税移出が定められている。

ついては、以下の間に答えなさい。

1. 未納税移出の規定の趣旨を述べなさい。

2. 甲（法人）は、埼玉県にA製造場を有しビールの製造免許を受けている（他の酒類の製造免許は受けていない）。ほか、東京都にB倉庫（酒税法第28条の規定に基づく酒類の蔵置場の設置許可を受けている。）を有している。

ついては、甲がA製造場からB倉庫にビールを移出し、B倉庫から酒類販売業者にビールを移出した場合の酒税法の取扱いを述べなさい。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕商品G

G 麦芽2,400kg、ホップ40kg、米550kg、とうもろこし600kg、レモン果汁90kg、糖類200kg、カラメル6kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分4.5度、エキス分3.5度、発泡性あり）に、みそ30kgを加えて発酵させた酒類（アルコール分5度、エキス分4度、発泡性あり）

●実力完成答練 第2回〔第二問〕商品G

G ぶどう果汁及び水を原料として発酵させた酒類4,000ℓ（アルコール分12度、エキス分5度）に、ぶどう果汁（含有する糖類の重量150kg）、麦芽糖120kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分12度、エキス分5度）を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分95度）して水を加えた酒類200ℓ（アルコール分4.0度、エキス分0.3度）、砂糖30kg及び水を加えた酒類5,000ℓ（アルコール分11.2度、エキス分4.6度、重量5,000kg）

●実力完成答練 第1回〔第二問〕商品A

A 米1,000kg、米こうじ500kg（こうじ米400kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した原料用アルコール600ℓ（アルコール分95度）、ぶどう糖200kg（含有水分30%）、アミノ酸塩50kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分17度、エキス分5度）

●全国公開模試〔第二問〕商品I

I 糖類700kg、ホップ2kg、たんぱく質分解物（大豆を原料としたもの）2kg、カラメル2kg、酵母エキス5kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分8.0度、エキス分3.0度）

●全国公開模試〔第二問〕【資料】10

10. 商品Bについては、令和4年8月10日に輸出酒類販売場において、団体で訪れた外国人旅行者（外国為替及び外国貿易法第6条に規定する非居住者に該当する。）に対して100ℓを試飲させ、また、同外国人旅行者に対して80本（容器的容量1,800ml）を販売した。

●全国公開模試〔第二問〕【資料】11

11. 商品Cについては、令和4年8月25日に課税移出されたもののうち30本（容器的容量350ml）が、令和4年9月2日に課税移出されたもののうち20本（容器的容量350ml）が、いずれも令和4年9月5日に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。